

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 和食店を含む一般のレストラン、フードコート、カフェ、ケーキショップ、パブ、バー、居酒屋などの飲食店や惣菜などの持ち帰りが可能な店(いわゆる中食)を対象とする。

1. 外資参入規制	
(1) 外資参入の可否	外資進出の可否について明記した法令は存在しないが、投資企業管理局(DICA)によれば、外資100%での参入は可能とされている(ビジネスライセンス取得可否も含め判断すると事実上困難)。
(2) 外資の出資比率の規制 (地場企業との合併で参入可能な場合のみ。また、ASEAN内、ASEAN外からの投資で差がある場合、他国との2国間・多国間FTAで特別な国に対する優遇条件がある場合はその旨を明記)	法令上は外資の出資比率に関する規制は存在せず、DICAによれば、外資出資比率に関する規制はなく、外資100%でも認められる。
(3) 最低資本金に関する規制	サービス業での外国法人設立には50,000米ドルの最低資本金が必要。
(4) その他、外資に対する特殊な規制	特になし。
(5) (1)~(4)の根拠法	(1)~(4)に関する明確な根拠法は存在しない。
(6) 外資規制の運用実態(規制と運用が違う場合は記述)	<p>■前述のとおり、外食を事業目的とした外国会社を設立することは可能である。しかし、それとは別に、地域の開発委員会(ヤンゴンの場合はヤンゴン市開発委員会(YCDC)及びYCDC傘下の開発委員会)からビジネスライセンスを取得する必要があり、これらのライセンス取得の際に、「外国人又は外資企業はリカーライセンス(酒類許可証)を申請できない」「申請時点でビザの残存期間が1年間あること」等が要件となっているため、ビジネスライセンスの取得は実務上難しい。</p> <p>■1株でも外資が入ると外国会社として取り扱われるため、ミャンマー会社との合併形態の場合も同様であり、ミャンマー会社又はミャンマー人個人をパートナーとして参入せざるを得ない。例えば、地場企業とのフランチャイズ形態、地場企業を何らかのパートナーとした経営形態などでの参入事例がみられるが、この種の形態での参入は慎重な検討が必要である。</p>

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 和食店を含む一般のレストラン、フードコート、カフェ、ケーキショップ、パブ、バー、居酒屋などの飲食店や惣菜などの持ち帰りが可能な店(いわゆる中食)を対象とする。

2. 投資奨励策・外資優遇措置	
(1) 投資奨励業種の該当	該当しない。
(2) 税制優遇措置等	該当しない。
(3) 投資奨励の運用実態	該当しない。
3. フランチャイズ・ビジネスに関する規制(特に開始前後の登録・許認可制度)	
(1) フランチャイズでの事業展開に対する関連法規の有無	関連法規は存在しない。
(2) 関連法規がある場合は、その名称	特になし。
(3) 登録・許認可制度がある場合は、その内容	特に存在しない。
(4) 登録・許認可制度の窓口(日本語・英語)および関連サイト	フランチャイズに関してではないが、DICA内の「ジャパンデスク」に、日本人アドバイザー2名が常駐している。
(5) 登録・許認可制度に関連して特に外資を制限する場合、他国にない特殊な規制がある場合はその内容	フランチャイズに関して、登録・許認可制度に関する外資特有の規制はない。
(6) 外資が子会社を設立し、その子会社をマスターフランチャイジーとすることができるか(店舗設置・運営をする場合は、1. 外資規制と関係するため、店舗運営を含まない場合を想定)	法令上の明確な規制は存在しない。しかし、投資企業管理局(DICA)によると、外国会社をマスターフランチャイジーとすることはできない。根拠として、フランチャイズビジネスは外国会社に認められていないtrading業務を含むとみなされるためである。
(7) 現在、フランチャイズ関連法規が無い場合、立法に向けた動きがあるか。ある場合はその進捗・見通しを記載。	立法に向けた動きは現時点では存在しない。

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 和食店を含む一般のレストラン、フードコート、カフェ、ケーキショップ、パブ、バー、居酒屋などの飲食店や惣菜などの持ち帰りが可能な店(いわゆる中食)を対象とする。

4. 企業設立・営業許可・出店規制(外資の有無を問わないが、外資・地場の取扱いが違う場合はその点も明記)

<p>(1) 企業設立・営業許可(ビジネス・ライセンス等)、登録、届出などの有無、手順(審査事項、要件など)</p>	<p>1) DICAにて企業設立手続き。                  2) 管轄のタウンシップ開発委員会(ヤンゴン地域であればヤンゴン市開発委員会(YCDC)傘下)に「レストラン・ライセンス(飲食店営業許可)」を申請し、取得が必要(1年更新)。ダゴン・タウンシップ開発委員会によれば、基本的にはオンラインで申請する必要がある。                  留意事項は以下の通りである。                  ・レストラン・ライセンスの申請の際に、酒類を提供する場合は、あらかじめリカー・ライセンス(Liquor License)をタウンシップの行政事務所(Township Administration Office)に申請する必要がある。レストラン・ライセンスとリカーライセンスの保有者は同一人物である必要がある。酒類を扱わない場合、リカー・ライセンスの取得は不要であるが、酒類を扱わない旨の宣誓書(Undertaking letter)を提出しなければならない。                  ・店舗ごとにレストラン・ライセンスが必要。                  ・同ライセンスを取得するために、近隣住民10人から合意を取り付ける必要がある。1人でも異議を唱えたり苦情が出た場合は、ライセンス取得手続きは、保留となり、ライセンスが発行された後であっても無効となることもある。</p>
<p>(2) ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法</p>	<p>2. 営業許可参照</p>
<p>(3) 出店可能な場所に対する制限(営業許可取得要件となっている場合はその旨も記載)</p>	<p>不動産譲渡制限法に基づき、外国人または外国企業は土地または建物の賃借は原則として最長1年までしか認められない。                   YCDCによると、基本的に、僧院及び学校の近辺に酒類を扱う飲食店の設立を認めないという内部のルールがある。また、近隣住民10人の推薦状がレストラン・ライセンスの取得要件のひとつである。</p>
<p>(4) 営業開始後の検査・報告等(定期検査・定期報告・情報開示義務など)</p>	<p>■申請の際、タウンシップ・地区開発委員会及び行政事務所の職員が事前通知をもって店舗を検査する。                  ■定期検査や定期報告についての規定はないが、タウンシップ・地区開発委員会及び地区行政事務所の職員が事前通知なしに検査することがある。                  ※ダゴン・タウンシップ開発委員会確認。</p>
<p>(5) 営業許可取得などに関する運用実態(特に地場企業と外資企業とで差がある場合は記述)</p>	<p>■ビジネスライセンス取得等について、ミャンマー会社と外国会社とで異なる規則等はないが、リカーライセンスは現在外国人又は外国会社による取得が認められていないため、実態としては酒類を扱う飲食店のビジネスライセンスについて、外国人又は外国会社は申請ができない。酒類を扱わない場合、リカーライセンスの取得は不要であるが、酒類を扱わない旨の宣誓書(Undertaking letter)を提出しなければならない。                  ■ビジネスライセンスを申請する外国人は、申請時点でビザの残存期間が1年間ある必要がある。通常、ビザの最長有効期間は1年であるため、外国人による申請は実態として困難である。</p>



外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 和食店を含む一般のレストラン、フードコート、カフェ、ケーキショップ、パブ、バー、居酒屋などの飲食店や惣菜などの持ち帰りが可能な店(いわゆる中食)を対象とする。

5. 就業者に必要な資格	
(1) 就業者の資格所持要件	調理担当者の調理師免許を含み、資格要件は特になし。 ※ヤンゴン市開発委員会(YCDC)確認。
(2) 外国人雇用の可否・制限	特になし。
(3) 外国からの短期出張者による指導の制限	特になし。
(4) 現地人雇用義務	特になし。
(5) その他、外国人・現地人雇用に係る運用実態	外国人・現地人を雇用する場合は、雇用契約書の締結が必要である(雇用及び技術向上法5条)。労働者の人数が5名以上の事業者は社会保障制度への加入も必要である(社会保障法11条)。
6. その他	
(1) 現地の商慣習等による事実上の規制など、事業展開にあたって注意すべき点	特になし。
(2) 企業設立から営業開始までの手続きフロー、所要時間、費用	3. 手続きフロー参照